

法 学 号 外
平成 30 年 2 月 26 日

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア春募集現職教
員特別参加制度参加希望教員募集の周知について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

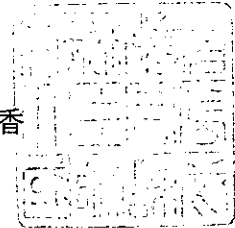
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

29受文科際第89号
平成30年2月19日

各都道府県私立学校主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長
殿

文部科学省大臣官房国際課長

里見朋香



(印影印刷)

平成30年度青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア春募集
現職教員特別参加制度参加希望教員募集の周知について(依頼)

標記「現職教員特別参加制度」の運用については、かねてより御高配下さりありがとうございます。

現職教員特別参加制度とは、独立行政法人国際協力機構(JICA)の実施する「青年海外協力隊」及び「日系社会青年ボランティア」事業について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員が、現職の身分を保持したまま参加できる制度です。

一般の募集とは異なり、文部科学省による推薦制度をとることで、一次選考における職種別試験の免除や、参加期間の短縮(通常2年3ヵ月のところ2年間)など、参加促進の措置が講じられております。

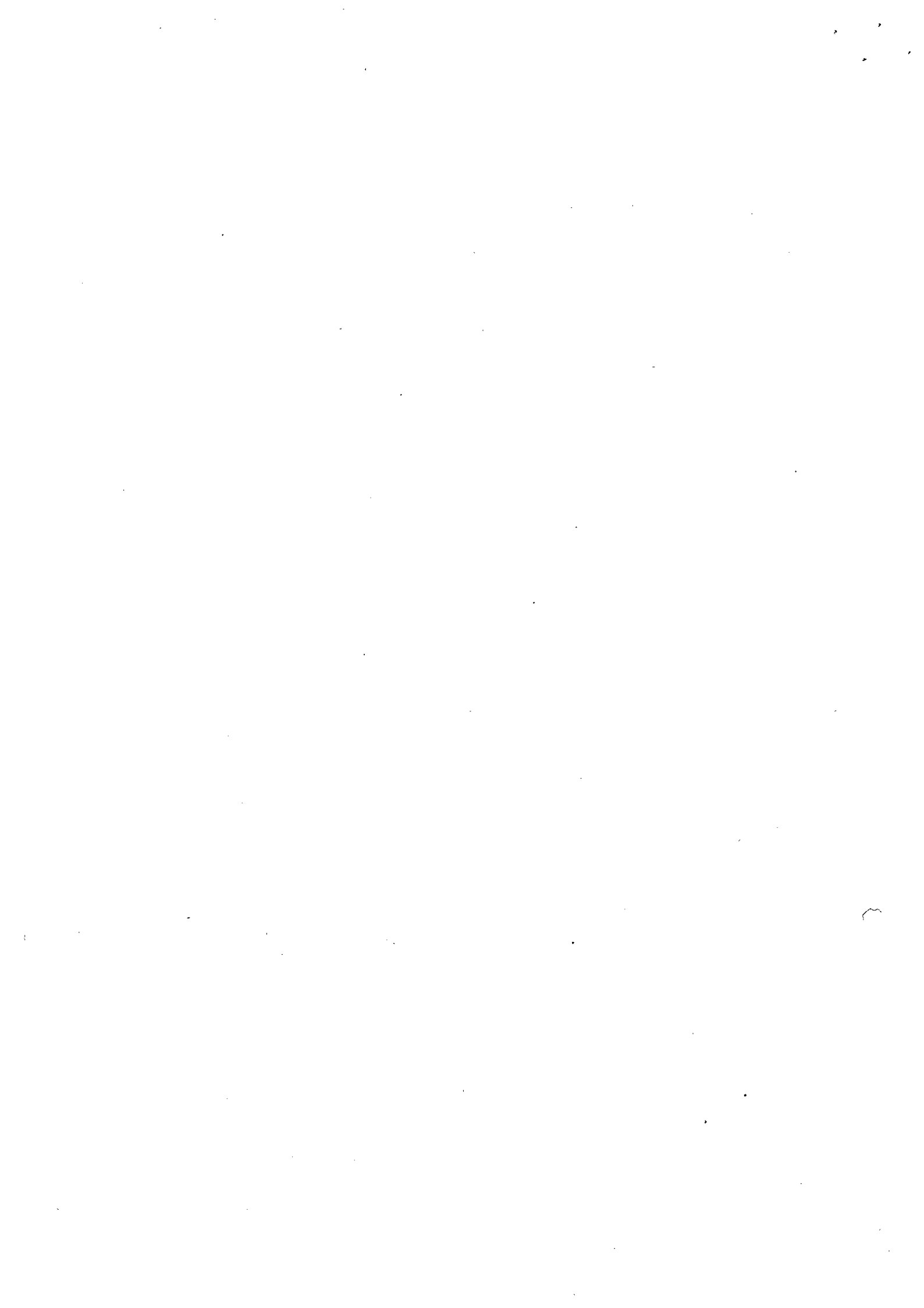
本制度により、開発途上国での協力活動に従事することを通じて、教員の資質能力の向上が、また、帰国後、その経験が教育現場で活用、共有されることによって、我が国の教育の内なる国際化の促進が期待され、平成13年度の創設から現在までに、約1,240名の教員が開発途上国に派遣されております。(平成25年度募集より私立学校の教員も本制度の対象)

については、別添1「青年海外協力隊参加教員推薦要項」及び別添2「日系社会青年ボランティア参加教員推薦要項」に基づき、参加希望教員の募集を行いますので、貴管下の私立学校及び学校設置会社へ対する本制度及び募集の周知をお願いいたします。

なお、本制度に係るパンフレットにつきましては、3月上旬にJICAより送付があるとともに同機構ホームページに掲載される予定ですので、こちらも御参照ください。



担当：文部科学省大臣官房国際課海外協力推進係 岡本、木下
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-6734-2604 / FAX：03-6734-3669
E-mail：kokkok@mext.go.jp



青年海外協力隊参加教員推薦要項

平成18年1月6日
文部科学省大臣官房長決定
平成21年2月23日一部改正
平成24年10月31日一部改正
平成25年12月18日一部改正
平成29年12月21日一部改正

1. 趣 旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する青年海外協力隊事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

- (1) この要項において、「青年海外協力隊事業」とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号ロの規定に基づき、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動に参加を希望する個人のうち、機構が条約その他の国際約束に基づき、20歳以上40歳未満の者を派遣することをいう。
- (2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、又は学校設置会社の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。
- (3) この要項において、「参加希望教員」とは、青年海外協力隊事業に参加を希望する教員をいう。
- (4) この要項において、「参加期間」とは、機構が青年海外協力隊事業に参加する教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は学校設置会社等（以下「教育委員会等」という。）に協議

することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加希望教員の募集を実施する期間の末日における年齢が40歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 現地での活動や日常生活に支障のない程度の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省における推薦手続

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえで、3. のすべてに該当すると認められる者を機構に推薦するものとする。

日系社会青年ボランティア参加教員推薦要項

平成20年2月22日
文部科学省大臣官房長決定
平成21年2月23日一部改正
平成24年10月31日一部改正
平成25年12月18日一部改正
平成29年12月21日一部改正

1. 趣旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する日系社会青年ボランティア事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員に係る機構からの推薦の要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

- (1) この要項において、「日系社会青年ボランティア事業」とは、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号ハ（2）の規定に基づき、中南米の開発途上地域の住民と一体となって、当該地域の日系社会を通じて、当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動を希望する個人のうち、機構が20歳以上40歳未満の者を派遣する事業をいう。
- (2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は学校設置会社の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。
- (3) この要項において、「参加希望教員」とは、日系社会青年ボランティア事業に参加を希望する教員をいう。
- (4) この要項において、「参加期間」とは、機構が日系社会青年ボランティア事業に参加する教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人、

公立大学法人、学校法人又は学校設置会社等（以下「教育委員会等」という。）に協議することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加希望教員の募集を実施する期間の末日における年齢が40歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 現地での活動や日常生活に支障のない程度の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省における推薦手続

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえで、3. のすべてに該当すると認められる者を機構に推薦するものとする。

青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員の募集について

1. 応募書類

- (ア) 現職教員特別参加制度に関するアンケート（所属機関で記入）
- (イ) 平成30年度募集に係る派遣教員数の人数枠等について（所属機関で記入）
- (ウ) 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員一覧表（所属機関で記入）
- (エ) 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加希望教員推薦書（校長が記入）
- (オ) 応募者調書（参加希望教員が記入）
- (カ) 応募用紙（参加希望教員が記入）
- (キ) 語学力申告（参加希望教員が記入）
- (ク) 問診票（参加希望教員が記入）

※ア～エの応募書類については、文部科学省ホームページに掲載します。

※オ～キの応募書類については、3月上旬に JICA ホームページに掲載されますので、参加希望教員が各自でダウンロードして作成するようご案内ください。現職教員特別参加制度に限らず、JICA 青年海外協力隊 / 日系社会青年ボランティアに共通の様式となりますので、「応募者調書」の記入方法等については、同ホームページに掲載の「2018 年度春募集 応募書類作成要領」を参照願います。

2. 提出期限・提出先

各応募書類を下記提出期限までにとりまとめの上、文部科学省大臣官房国際課海外協力推進係へ各国立大学法人、公立大学法人、私立学校および学校設置会社の設置する学校から直接提出ください。

応募書類	提出方法	提出期限	備考
アの書類（ワード）	メール※	平成30年3月16日（金）	提出は任意です。
イ、ウの書類（エクセル）	メール※	平成30年4月19日（木）	オ～キの応募書類は、3月上旬に JICA ホームページに掲載
エ～クの書類（原本郵送）	郵送		

※業務の効率化を図るため電子データでの提出とします。

【応募書類提出先】

書類提出先：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房国際課海外協力推進係

電子データ提出先：kokusai@mext.go.jp

※送信メールの件名は、「【現職教員特別参加制度】機関名」を付けてください。

3. 応募に係る留意事項（※参加希望教員への周知徹底をお願いします。）

- 応募条件である年齢については、平成30年5月10日（木）時点で39歳以下の者が対象

国立大学法人・公立大学法人・私立学校・学校設置会社の設置する学校用別紙

となります。

- 派遣先の各地域や職種等に関する「要請情報」は、3月上旬に JICA ホームページに掲載される予定ですので、参加を希望される教員本人で確認するようにしてください。（青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア「現職教員特別参加制度」の募集については、JICA が作成する開発途上国及び日系社会からの要請情報の一覧に基づき募集を行っております。）
- キの「語学申告台紙」については、裏面の「語学力目安表」を参照のうえ、申告に必要な語学スコアを事前に取得した上で提出ください。なお、JICA の規定する基準を満たしていない場合には、不合格となりますので御留意ください。
- クの「問診票」について、未申告または虚偽の申告があった場合は、派遣中止や派遣期間の短縮となります。この場合、手当や旅費等の返還を求められることがあるほか、療養費給付が受けられないこともありますので、問診票は誤りがないように申告するようお願いします。
- 一次選考合格者に対して提出が求められる「健康診断書」については、作成に2～3週間を要することもあるため、参加を希望する場合は、必ず時間に余裕をもって健康診断を受診するようお願いします。なお、派遣先が開発途上国であることから、健康管理には十分注意していただく必要があります。健康に関する留意事項等の情報については、事前に募集要項等を確認いただくようお願いします。
- 平成 30 年度春募集では一般応募はウェブ応募のみとなりますが、現職教員特別参加制度での応募については従来どおり、応募書類の提出をお願いいたします。
- 応募者ご本人からの問合せについては、文部科学省では受けかねますので、事業実施主体の JICA 宛てにお願いいたします。

4. 平成30年度春募集から派遣までの主なスケジュール（予定）

【平成30年】

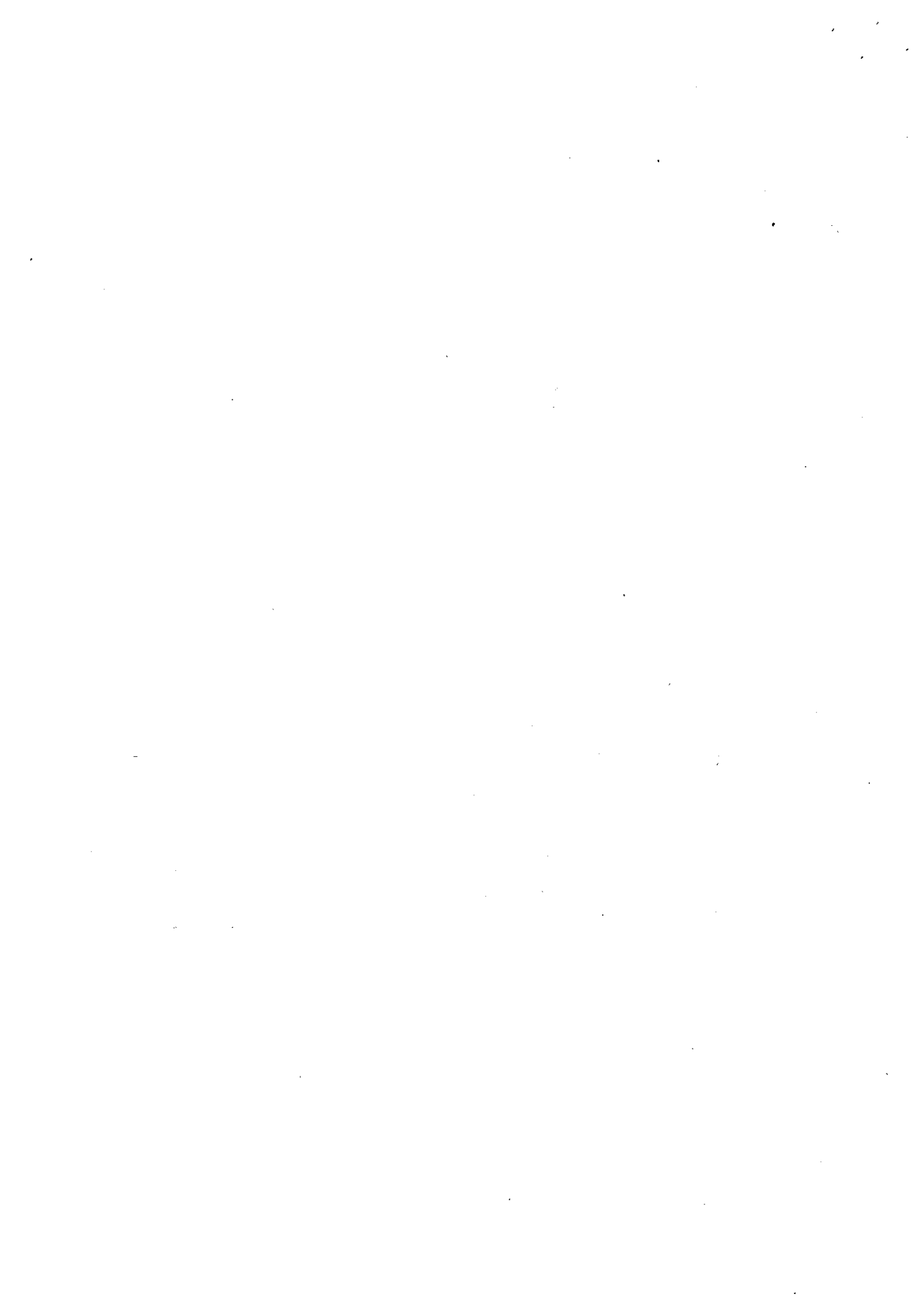
2月中旬	文部科学省から都道府県・政令指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、公立大学法人、知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体等関係機関への募集周知依頼
3月上旬	JICA ボランティアウェブサイトが開発途上国及び日系社会からの要請情報および応募に必要な書類を掲載 (参加希望教員が応募職種等について検討する十分な時間が確保できるよう、各所属機関においては応募書類提出期限の設定等に配慮をお願いします。)
4月19日	参加希望教員に係る応募書類の文部科学省提出期限
5月1日	文部科学省から JICA への推薦
5月中旬	JICA から各所属機関へ応募教員の受験番号を連絡
6月上旬	JICA ボランティアウェブサイトでの一次合否発表（各所属機関は、応募教員の受験番号によって確認可能） JICA から本人及び文部科学省へ一次選考の結果を通知
7月上旬～	JICA における二次選考（人物・技術面接、健康診断）

国立大学法人・公立大学法人・私立学校・学校設置会社の設置する学校用別紙

7月中旬	
8月中旬	JICA ボランティアウェブサイトでの最終合否発表（各所属機関は、応募教員の受験番号によって確認可能） JICA から本人及び文部科学省へ最終合否の結果を通知

【平成31年】

2月下旬～ 4月上旬	3～10日程度の技術補完研修 (合格通知時に該当となった方のみ。実施時期は職種によって異なるため要確認)
4月上旬～	派遣前訓練開始（約70日間）
6月下旬	派遣



現職教員特別参加制度に関するアンケート

外務省 国際協力局 事業管理室
独立行政法人国際協力機構（JICA）青年海外協力隊事務局

内閣官房行政改革推進本部事務局が実施した平成29年度秋の年次公開検証（秋のレビュー）において、「ODA（ボランティアの在り方）」とのテーマの下、ボランティア事業が取り上げられ、「本事業開始から50年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、本事業の枠組みの抜本的な再検討を行うべき」、「待遇については、ボランティアとして真に必要で適切な水準の手当となるよう・・・人件費補てんの抜本的見直し等・・・を行うべき」等が指摘されました。

現職教員特別参加制度については、平成30年度春募集については現行の制度を継続するものの、平成31年度春募集からは新たな枠組みとするため、制度の見直しを行ってまいります。

つきましては制度見直しに際して、皆様からのご意見を参考とさせていただきたく、以下の点についてご回答をお願いします。なお、このアンケートの回答は任意です。

組織名（教育委員会名、 法人名、学校名等）		役職※		氏名	
--------------------------	--	-----	--	----	--

※管理職級の方の回答をお願い致します。

現職教員特別参加制度に関する質問項目

1. 現職教員を青年海外協力隊等として派遣することについて、その意義をどのように位置づけられていますか。該当する項目の口にチェック（✓）をお願いします（複数選択可）。またその他を選択された場合、その内容を記述ください。

- 国・自治体が実施している国際協力への貢献
- 教員の成長を促す人材育成手段の一つとして位置づけ
- 教育現場で求められている国際化に対応する人材の育成
- 学校の地域社会への貢献を行う上での中核人材の育成
- 教育現場と青年海外協力隊等としての派遣を特に関連づけてはいない
- その他

2. （現職教員特別参加制度により教員を青年海外協力隊等として派遣した実績がある場合のみ）現職教員特別参加制度の成果・効果等について、自由に記述してください。

3. 青年海外協力隊等として派遣中の現職教員の状況をどのように把握されていますか。該当する項目の口にチェック（✓）をお願いします（複数選択可）。またその他を選択された場合、その内容を記述ください。

- 定期的に本人と連絡をとって活動状況について報告を受けている。
- 独自の報告書を課しており、活動状況を把握している。
- 現籍校に対する定期的な報告を依頼している。
- JICA から共有される活動報告書を見ている。
- 派遣中は特に関与しないが、帰国時の報告を受けている。
- 特に関与していない。
- その他

4. 青年海外協力隊等の経験は当該教員のキャリアパスに反映されていますか。該当する項目の口にチェック(✓)をお願いします(複数選択可)。またその他を選択された場合、その内容を記述ください。

- 青年海外協力隊等での経験を加味し、その後の配置(外国籍児童が多い学校への配置等)に反映している。
- 青年海外協力隊等での経験を昇給・昇格等に反映している。
- 研修講師や、地域での協力の一環として青年海外協力隊経験者を活用している。
- 特にキャリアパスには反映していない。
- その他

5. 現在、当該制度の下で派遣される有給現職教員については、8割を上限に人件費を補てんしておりますが、仮にこの補てんが無くなった場合、どのように対応されますか。該当する項目の口にチェック(✓)をお願いします。またその他を選択された場合、その内容を記述ください。

- 人件費補てんが無い場合でも、現状どおり派遣を継続する(派遣期間中の給与支給を行う)。
- 現状承認している派遣枠を縮小し派遣を継続する(派遣期間中の給与支給を行う)。
- 当該制度による派遣は行わず、教員からの要望があれば、自己啓発休暇を適用し派遣を承認する(派遣期間中の給与支給は行わない)。
- 自己啓発休暇であっても、人員配置上問題が生じるため、限定的に承認する。
- いずれの方法によっても派遣は困難。
- その他

6. 新たな枠組では、教員の青年海外協力隊等への参加を職務の一環と位置づけることで、必要な経費を支給する制度を検討しています。その場合、所属元である都道府県教育委員会等には、当該教員からの定期的な業務報告の受領、指導・監督等の関与が求められる可能性があります。どのような対応が可能でしょうか。該当する項目の口にチェック(✓)をお願いします(複数選択可)。

- 定期的にメールや Skype 等で連絡をとり状況を把握する。
- 報告書等を提出してもらい、状況を把握する。
- その他(可能と考えられる対応をお聞かせ下さい。困難な場合は、その理由をお聞かせ下さい。)

以上

本紙に準記入いただいた人数及び特記事項はJIGAと共有し、人数枠に合わせて最終合格者を出すよう調整します。

教育委員会等名	派遣教員数の人数枠		人数枠「あり」の場合、平成30年度募集における派遣可能人数		管下の教育委員会や学校からの応募人数 ※推薦されなかった人数も含めて回答願います。	その他特記事項等あれば	担当							
	あり	なし	派遣可能人数	人数枠 (人/人種族)			所属	氏名	TEL	FAX	Email			

備考
「小学校△人、中学校△人、高等学校△人」等それぞれ派遣可能人数を指定している場合、派遣可能数に派遣中の人数も含む場合、また、政治活動節から派遣するが派遣中の員用等は派遣する旨を各特記事項がある場合は、その旨を欄に御記入ください。

2018年2月

「現職教員特別参加制度」と「自己啓発等休業」における待遇の違いについて

現職教員の方が青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアで派遣される場合、「現職教員特別参加制度」の場合と「自己啓発等休業（無給）」の場合があります。両制度は下記のとおり給与等の処遇が異なりますので、ご留意ください。

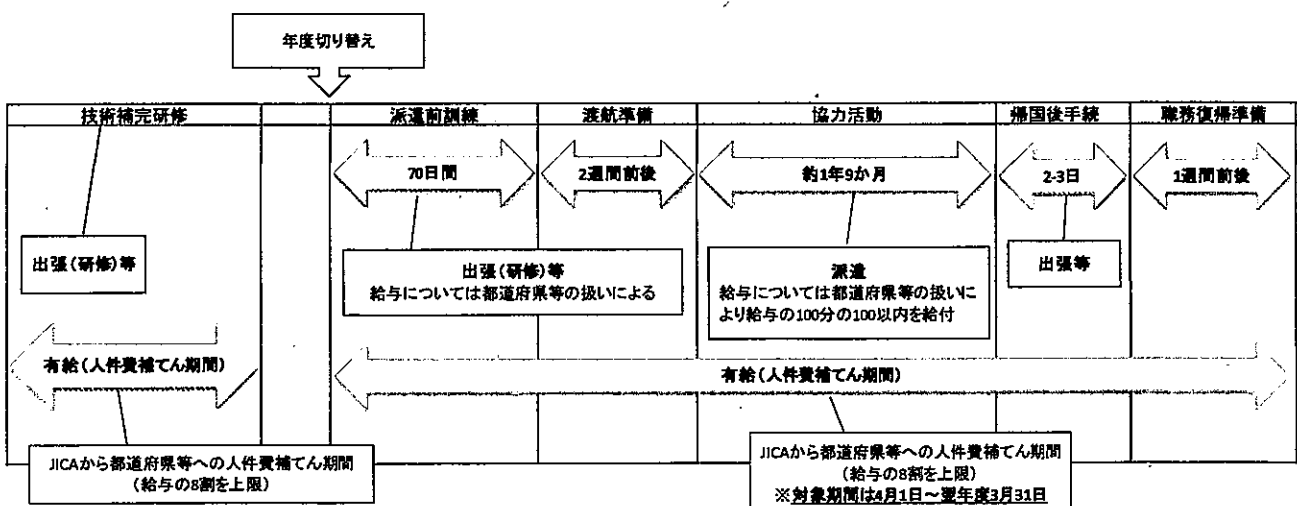
なお、派遣中の現地生活費はどちらの場合においても、国ごとに定められた額を JICA が支給します。

記

1. 「現職教員特別参加制度」で派遣される場合

給与等の人件費については、JICA から都道府県等に対し人件費の 8 割を上限として補てんが行われます。例えば、都道府県等の判断により、教員の派遣中に 10 割の給与を支給する場合、JICA が給与の 8 割を補てんし、都道府県等において給与の 2 割を負担していただくこととなります。（都道府県によって支給割合は異なります。）

人件費補てん期間：技術補完研修+派遣年度と翌年度の4月1日～3月31日

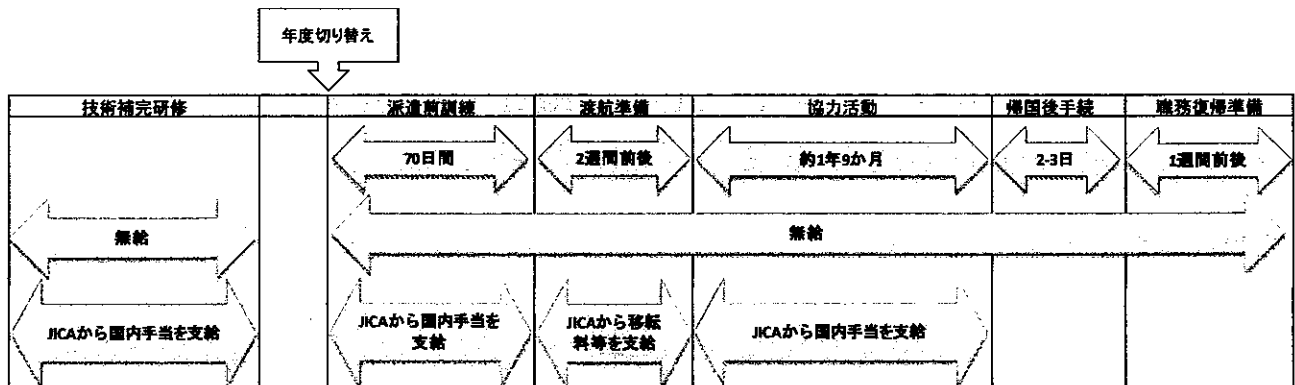


2. 「自己啓発等休業（無給）」で派遣される場合

無給休職で参加する方に対して、派遣前訓練期間中および派遣期間中に JICA から国内手

当（本邦支出対応手当、帰国初動生活手当）等を支給します。

※派遣中の社会保険料等は自己負担により前払いしていただいた前例があるので、各自ご確認いただくことをお勧めします。



3. 登録について

別紙2「選考から登録・オファーまでの流れ」の通り、選考の結果合格基準を達成しているものの、各教育委員会が定めた派遣人数枠を超えた応募者は、「登録」の対象となります。

「登録」になると、合格者が辞退した場合に繰上げ合格の打診を受けたり、ボランティア受入国からの要請をお待ちいただくこととなります。登録期間中、登録者と青年海外協力隊事務局との間には身分上の拘束関係はありません。

また、健康診断により派遣不適と判断されたものの、短期間で完治可能な場合に「健康条件付登録」となることがあります。この場合は、完治したことを証明するものを提出することによって「登録」となり、登録者と同様の扱いとなります。

4. JICA の支援制度

以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/

5. お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構（JICA）

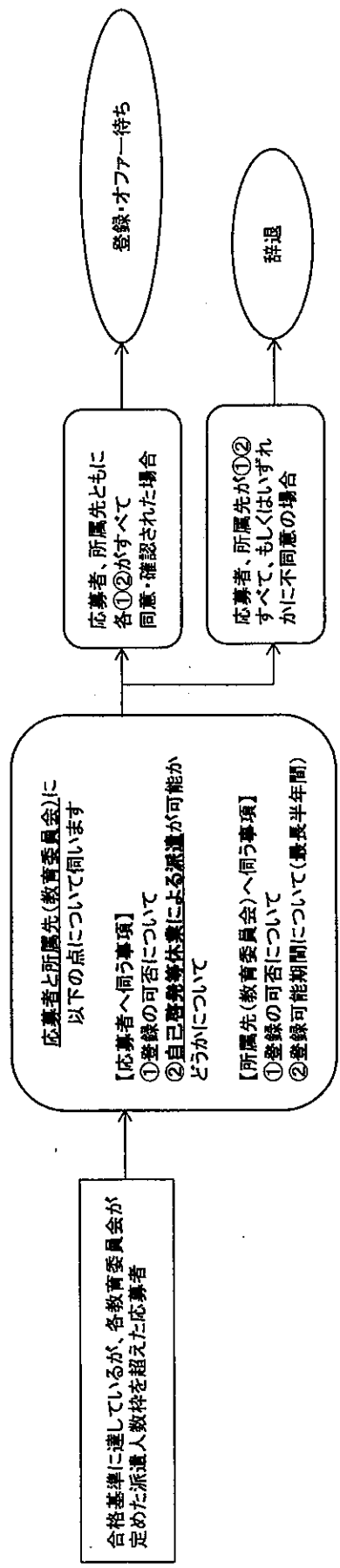
青年海外協力隊事務局 参加促進・進路支援課

Tel: 03-5226-9323 Fax: 03-5226-6379

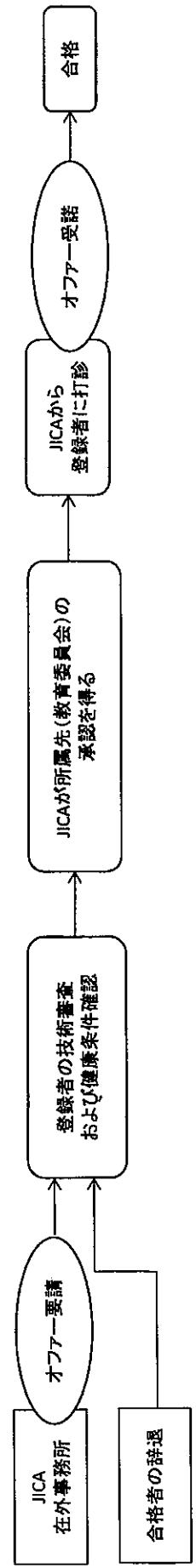
以上

選考から登録・オファアまでの流れ

【選考後の登録までの流れ】
 JICAでの選考の結果、合格基準には達しているものの派遣人数枠を超えた応募者が登録にいたるまでの流れは以下ようになります。



【登録後、オファアを受けるまで】
 登録後、登録者がオファアを受けるまでの流れは以下ようになります。



「青年海外協力隊」・「日系社会青年ボランティア」参加希望教員一覧表

書類 ウ

通し番号	推薦教育委員会等名	希望事業名	希望職種名	氏名(漢字)	氏名(カナ)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※注意事項

- 1 参加希望者について、事業名ごと、希望職種ごとに並べて提出してください。
- 2 県と指定都市の教育委員会から併せて推薦する場合は、備考欄に所属教育委員会がわかるよう記入してください。
- 3 必要に応じてエクセルの行を追加してください。

青年海外協力隊事業・日系社会青年ボランティア事業
現職教員特別参加制度 推薦書

下記の教員は、青年海外協力隊参加教員推薦要項及び日系社会青年ボランティア推薦要項（3. 参加教員の条件）に規定する要件を満たす者と認め、参加希望教員として推薦します。

記

1. 教員氏名

2. 参加事業名 青年海外協力隊事業・日系社会青年ボランティア事業
(推薦する事業名のいずれかまたは両方にチェック (✓) を入れてください。)

3. 推薦理由

平成 年 月 日

所属 学校名
校長氏名

印

